

第16 文化財

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 文化財の状況

対象事業の実施区域等に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況

イ 文化財の周辺の状況

文化財と一体となった周辺の環境が、その文化財の総合的価値に欠かせない場合には、文化財と一体と考えられる周辺の地形、土地利用、街並み等の状況

【解説】

環境影響評価の対象となる「文化財」とは、第1章の別表1に示すとおりであるが、その概略は次のとおりである。

○文化財保護法にいう文化財

有形文化財（建造物、絵画、彫刻等）（§2）	…対象外
無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）（§2）	…対象外
民俗文化財（衣食住、生業、信仰等に関する風俗慣習、民俗芸能等）（§2）	…対象外
記念物（§2）（登録記念物（§132）を含む）	
史跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡）	…対象（※1）
名勝（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地）	…対象（※1）
天然記念物	
動物	
・日本に特有な畜養動物	…対象（※1）
・登録記念物のうち飼育動物及びその飼育地	…対象（※1）
・特に貴重な動物の標本	…対象外
・上記以外	→評価項目「植物・動物・生態系」
植物	
・登録記念物のうち栽培植物及びその生息地	…対象（※1）
・上記以外	→評価項目「植物・動物・生態系」
地質鉱物	
・特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本	…対象外
・上記以外	→評価項目「地象」
文化的景観	→評価項目「景観」
伝統的建造物群（§2）	…対象外
埋蔵文化財（§93）	…対象（※2）

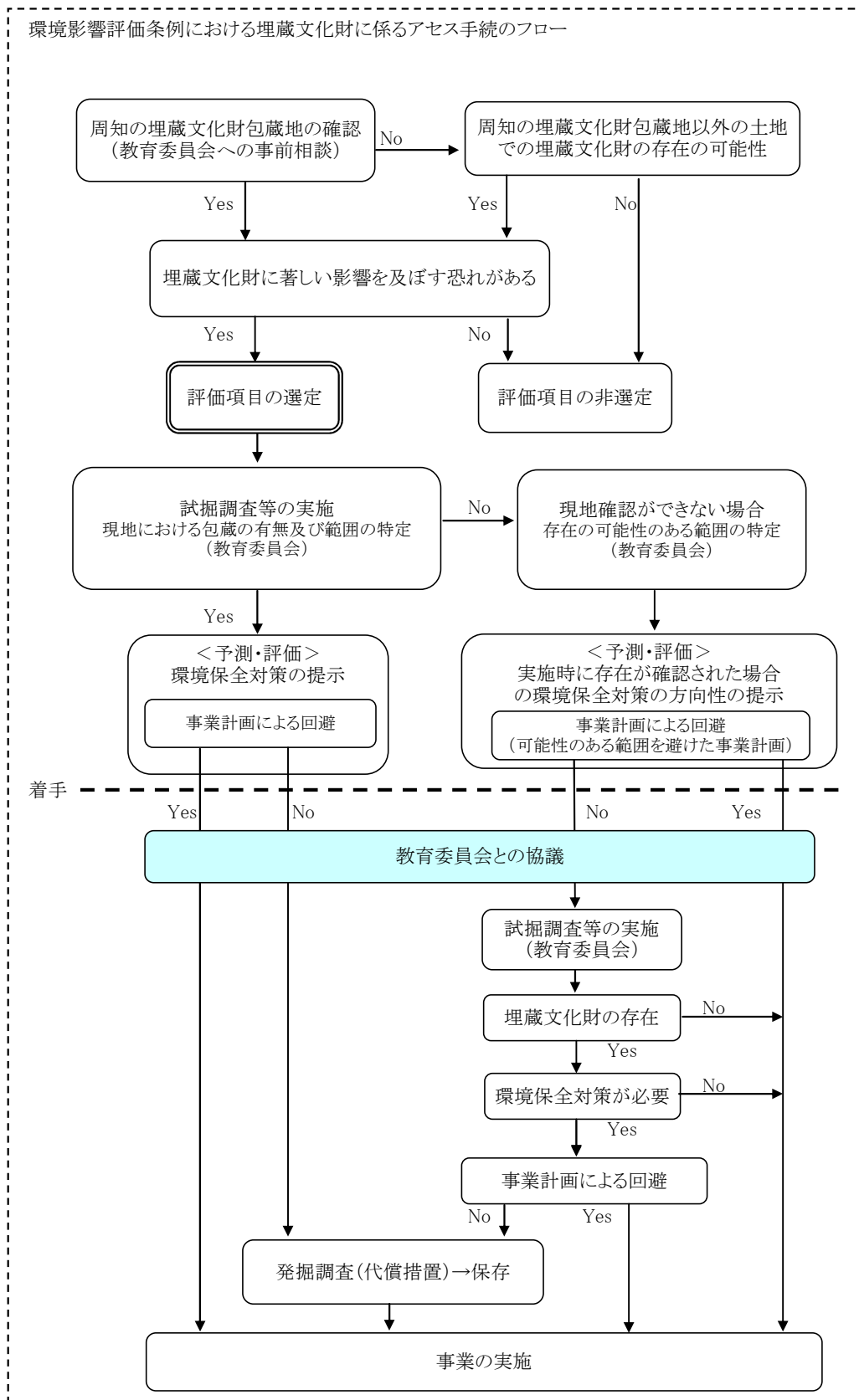
（※1）対象となるのは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物、同法第132条第1項の規定により登録された記念物、同法第182条第2項の規定により地方公共団体が指定した史跡名勝天然記念物等である。天然記念物等には、市町村条例の規定により登録された記念物を含む。

（※2）対象となるのは、文化財保護法第93条第1項にいう周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財である。ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地の調査の際に、教育委員会から周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地における埋蔵文化財の存在の可能性を指摘された場合には対象に含めるものとする。

天然記念物の細目については「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝（※1）天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号、平成8年2月9日同告示第6号）による。

イ 文化財の周辺の状況

文化財と一体となった周辺の環境が、その文化財の総合的価値に欠かせない場合には文化財周辺の環境の状況について調査する。



(2) 調査方法

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

【解説】

ア 文化財の状況

対象事業の実施区域及びその周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在する場合には、それぞれの位置、範囲を地図上にプロットすることなどにより明らかにする。

埋蔵文化財の所在状況又は範囲確認のための試掘調査が必要な場合は、実施方法等について教育委員会と協議する。また、試掘による改変部分を最小限にとどめるとともに、自然環境等の保全に留意する。

「遺跡地図」等の既存資料を整理する。

イ 文化財の周辺の状況

最新の既存資料から整理するものとするが、必要に応じ現地調査により詳細情報を収集、整理する。

「地形図」、「土地利用現況図」等の既存資料を整理する。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

文化財の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域及び実施区域に係る周知の埋蔵文化財包蔵地とする。

イ 調査地点

文化財の特性を踏まえて調査地域における影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

(ア) 土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模及び構造

(ウ) 埋蔵文化財包蔵地の土地利用計画

【解説】

工事の実施においては、必要に応じて仮設も含めた施工方法を明らかにし、土地又は工作物の存在及び供用においては、永続的に存在する改変状態や工作物の状況などを明らかにする。

文化財と一体となった周辺の環境が、その文化財の総合的価値に欠かせない場合には、供用開始後の状況も含めて明らかにする。

(2) 予測方法

対象事業により文化財が受ける影響の内容及び程度について、類似事例を参考にする方法等により予測する。

【解説】

対象事業による損傷、移設、改変又は消滅といった文化財が受ける影響の内容及び程度を予測する。

また、文化財と一体となった周辺環境に変化が生ずることにより、文化財の総合的な価値に影響を及ぼす場合には、その影響又は環境の変化の程度についても予測する。

埋蔵文化財の予測に当たっては、埋蔵文化財包蔵地の分布図等の現況調査の結果と対象事業の計画の内容及び文化財に影響を及ぼすおそれのある振動、日照障害、気象、景観等の予測結果とを重ね合わせて予測を行う。

また、埋蔵文化財以外の文化財についての予測に当たっては、文化財の分布等の調査結果と対象事業の計画の内容及び文化財に影響を及ぼすおそれのある振動、日照障害、気象、景観等の予測結果とを重ね合わせて予測を行い、類似事例がある場合には参考とする。

環境保全対策を含めた予測を行う場合は、必要に応じて、教育委員会及び専門家の助言を受ける。

文化財の保全対策については、対象となる文化財ごとに検討を行う。

(3) 予測地域及び地点

ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

【解説】

予測地点については、対象事業により文化財の総合的な価値が影響を受ける場合などで、特定の地点における予測が必要な場合に設定する。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

文化財に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

文化財に与える影響を的確に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

【解説】

予測の対象とする時期等は、原則として対象事業の完了後又は供用開始後とするが、文化財への直接的な改変を行うことについての影響の予想が必要な場合には、工事中についても対象とする。

3 評価の手法

文化財への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

【解説】

文化財への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについての評価においては、画一的な方法を用いるのではなく、環境保全対策の複数案を比較検討する方法等を用いて評価を行い、評価の根拠及び検討の経緯を明らかにする。

評価を行う際は、必要に応じて専門家の助言を受ける。

対象事業の実施区域等に複数の文化財がある場合には、個々の文化財について検討を行う。

環境保全対策を含めた評価を行う場合には、当該環境保全対策の内容及び想定される効果を明らかにする。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

予測を行った文化財について、「1 調査の手法」の調査方法を踏まえた適切な方法で調査を行う。

【解説】

事後調査は原則として現地調査とし、予測評価の結果に示された対象事業により文化財が受けた影響の内容及び程度についての確認を行うこととする。

また、評価と不可分な環境保全対策の実施状況も事後調査の対象とする。

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

【解説】

対象事業による影響が予測地域以外にも及ぶことが事業着手後に明らかとなった場合には、当該地域を事後調査地域に加え適切な調査地点を設定する。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

【解説】

事後調査の時期等は、原則として予測の対象とする時期とするが、環境保全対策の効果が確認できる時期等にも実施する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

【解説】

事後調査の結果が予測評価書に記載された予測結果を上回る場合は、対象事業の工事の実施状況、供用状況、環境保全対策の実施状況等を踏まえ、その原因を調査した上で、再度対象事業が環境に及ぼす影響を評価する必要がある。

事後調査の結果に基づいて、新たな対策を実施した場合は、その内容を事後調査報告書の中で明らかにする。

(空白ページ)